

2016年11月30日

厚生労働省 塩崎恭久大臣 御机下

非営利活動法人 日本タバコフリー学会 代表理事 藪 潤

FAX: 06-6857-2334 <http://tobaccofree-adv.main.jp/>



拝啓 大臣におかれては、国民の健康及び福祉の増進にご精励いただいておりますことを心より感謝申し上げます。昨年、松山での本会の第4回学術大会の開会式にはご臨席の上、温かいお言葉をいただき、改めて御礼申し上げます

さて、貴省の受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループの公開ヒアリングに、是非、人々をタバコの害から守るため、「分煙ではなく禁煙」を推進している当会も呼んでいただければ幸いです。

以下の施策を提言したいと考えていますので、ご参考にしていただければ幸いです。厚生労働省として、まず全ての労働者が全ての職場で、受動喫煙被害を受けることが絶対にならないような施策をお願い申し上げます。

1. 職場と不特定多数の人々が利用する施設は、例外なく屋内全面禁煙とする。
2. 職場と不特定多数が利用する施設の屋内に、喫煙室設置は一切認めず、喫煙室設置の補助金を廃止し、現在の喫煙室は可及的早期に廃止する。
3. 官公庁・大学を含む学校・医療機関・社会福祉施設は、敷地内禁煙とする。
4. 違反した施設の管理者および喫煙者には過料を科す。

分煙や喫煙室の設置では、受動喫煙被害を防止できないことは、世界の常識であり、日本も批准している「世界保健機関（WHO）のタバコ規制枠組み条約（FCTC）」は、屋内完全禁煙を強く求めています。

飲食店等のサービス産業においても、分煙や喫煙室を認めることは、弱い立場の従業員が職場で受動喫煙被害を強いられる現状を是認・放置することに他なりません。また、喫煙の被害の最大の被害者は喫煙者自身であり、国が喫煙室の設置を認める事は、喫煙習慣を是認・固定化し、国が喫煙者の健康被害に無関心であるとのメッセージに繋がります。

貴省が推奨するような、三次喫煙防止のために喫煙室を出たら遠回りして職場に帰るのでは、喫煙者のサボタージュを容認することになり、喫煙しない普通の人へのしわ寄せが強くなります。

以上、当会の見解もご勘案の上、適切な施策を実施していただきますよう、衷心よりお願い申し上げます。

末筆になりましたが、塩崎大臣の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

敬具